

## 周南市公用車広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市有料広告掲載取扱要綱（平成18年2月2日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本市が所有する公用車に対する広告物の掲出について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出に係る公用車)

第2条 広告掲出を行う公用車に係る広告物の位置、枠数等は、公用車の用途及び運行の安全を妨げない限度において、公用車の種別ごとに市長が定めるものとする。

(広告掲出の申込み)

第3条 要綱第8条第3項の広告掲載申込書の様式は、周南市公用車広告掲出申込書(別記第1号様式)による。

(広告掲出の決定等)

第4条 要綱第9条第3項の広告掲載可否決定通知書の様式は、周南市公用車広告掲出通知書(別記第2号様式)による。

2 市長は、広告掲出に係る決定をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等が要綱に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主又は広告代理店に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は、1月を単位とする。

(広告物の作成、掲出及び撤去)

第6条 公用車に掲出する広告物は、広告主が経費を負担するものとし、広告主又は広告代理店は、市長の指示する仕様に従って作成し、掲出し、及び撤去するものとする。

2 広告主又は広告代理店は、広告掲出及びその撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市長と協議のうえ、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 広告物の撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主又は広告代理店が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告物の修復)

第7条 公用車に広告物を掲出した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告物

がき損し、又は破損したときは、市長が経費を負担して修復を行うものとする。

- 2 経年に起因する色あせなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

(広告掲出料)

第8条 広告掲出料は、広告掲出を行う公用車の種類及び運行状況、広告物を掲出する位置、広告物のサイズ及び掲出方法等を総合的に勘案し、市長が定めるものとする。

(広告掲出料の納入)

第9条 広告主又は広告代理店は、広告掲出料を市長の指定する期日までに、納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲出料の返還)

第10条 広告掲出の決定後、掲出開始前において、広告主又は広告代理店の責めに帰さない理由により、広告を掲出することができなかつたときは、既納の広告掲出料を全額返還する。

- 2 前項に定めるもののほか、広告の掲出期間中に、広告主又は広告代理店の責めに帰さない理由により、広告を掲出することができなくなった場合は、掲出決定期間の残りの月数に応じ、広告掲出料を返還する。

- 3 月の途中で掲出することができなくなった場合における前項の規定による当該月分に相当する広告掲出料の返還については、当該月の日数による日割りとし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 4 前項の規定により返還する広告掲出料には、利子を付さない。

(広告掲出の取消し)

第11条 要綱第14条第3項の掲載決定取消通知書の様式は、周南市公用車広告掲出決定取消通知書(別記第3号様式)による。

(広告内容の責任)

第12条 広告主又は広告代理店は、広告の内容その他広告掲出に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

- 2 広告主又は広告代理店は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 3 広告主又は広告代理店は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、自

らの責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主又は広告代理店は、第4条の規定により決定を受けた市公用車の広告掲出の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

周南市公用車広告掲出申込書

年 月 日

（あて先） 周南市長

申込者 住所  
名称  
代表者名 印  
電話番号  
FAX番号

下記のとおり周南市公用車への広告の掲出を申し込みます。

記

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 掲出希望期間          | 年 月 日から 箇月    |
| 広告主名称<br>（代表者名） |               |
| 所在地             |               |
| 業 種             |               |
| 内 容             |               |
| 添付書類            | （会社案内パンフレット等） |
| 原稿種別            |               |
| 《備考》            | 受 付           |
|                 |               |

別記第2号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

周南市長

印

周南市公用車広告掲出通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲出について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲出期間 年 月 日から 箇月

2 広告主名称

3 決定内容

掲出する

掲出しない

●掲出しない場合の理由

①広告内容

②その理由

4 掲出条件

周南市有料広告掲載取扱要綱及び周南市公用車広告掲出取扱要領に従うこと。

別記第3号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

周南市長

印

周南市公用車広告掲出決定取消通知書

年 月 日付けで決定した広告の掲出について、下記のとおり取消しますので通知します。

記

取消理由